

アルミニウムを含有する添加物（酸性リン酸アルミニウムナトリウム、アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、カルミン）に係る審議経緯について

- ・ 今回審議を行う 4 品目のうち、アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウムは、平成 19 年 2 月の第 41 回添加物専門調査会において、カルミンは、平成 23 年 7 月、8 月に開催された第 97 回、第 98 回添加物専門調査会において審議されたもの。
- ・ これら 3 品目は、アルミニウムを含有する添加物であり、審議の結果、以下のような安全性懸念の議論があったため、共通する補足資料¹⁾の提出を厚生労働省に対して求めている。
 - 2006 年 6 月の第 67 回 JECFA 会議におけるアルミニウムの評価結果を中心に、アルミニウムの安全性に関する試験成績等（アルツハイマーに関する知見を含む。）を収集・整理し、アルミニウムの安全性について考察すること。
 - 日本における最新のアルミニウムの食品由来摂取量について報告すること。また、今後当該添加物が認められた場合に、それらの使用が予想される食品の範囲や量を予測した上で、増加するアルミニウムの摂取量を予測して考察すること。
- ・ また、酸性リン酸アルミニウムナトリウムについては、平成 23 年 4 月の第 380 回食品安全委員会にて厚生労働省より評価依頼の説明がなされ、アルミニウムを含有する添加物であることから、上記 3 品目と同様の補足資料の提出を厚生労働省に求めている。

¹ カルミンについては、アルミニウムに関連するもの以外についても補足提出の提出を依頼している。